

# 第119回 佐用町議会[定例]会議録 (第4日)

令和6年12月16日(月曜日)

|               |     |           |     |           |
|---------------|-----|-----------|-----|-----------|
| 出席議員<br>(14名) | 1番  | 大 村 隼     | 2番  | 森 脇 裕 和   |
|               | 3番  | 幸 田 勝 治   | 4番  | 高 見 寛 治   |
|               | 5番  | 大 内 将 広   | 6番  | 金 澤 孝 良   |
|               | 7番  | 児 玉 雅 善   | 8番  | 加 古 原 瑞 樹 |
|               | 9番  | 小 林 裕 和   | 10番 | 廣 利 一 志   |
|               | 11番 | 岡 本 義 次   | 12番 | 山 本 幹 雄   |
|               | 13番 | 平 岡 き ぬ 炙 | 14番 | 千 種 和 英   |
| 欠席議員<br>(名)   |     |           |     |           |
|               |     |           |     |           |
|               |     |           |     |           |
| 遅刻議員<br>(名)   |     |           |     |           |
|               |     |           |     |           |
|               |     |           |     |           |
| 早退議員<br>(名)   |     |           |     |           |
|               |     |           |     |           |
|               |     |           |     |           |

|                             |             |           |             |           |
|-----------------------------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 事務局出席                       | 議会事務局長      | 東 口 和 弘   | 書 記         | 垣 内 克 巳   |
| 職員職氏名                       |             |           |             |           |
| 説明のため出席<br>した者の職氏名<br>(20名) | 町 長         | 庵 逸 典 章   | 副 町 長       | 江 見 秀 樹   |
|                             | 教 育 長       | 浅 野 博 之   | 総 務 課 長     | 笛 谷 一 博   |
|                             | 情報政策課長      | 時 政 典 孝   | 企画防災課長      | 大 下 順 世   |
|                             | 税 務 課 長     | 福 岡 康 浩   | 住 民 課 長     | 間 嶋 博 幸   |
|                             | 健康福祉課長      | 木 村 昌 子   | 高年介護課長      | 山 崎 二 郎   |
|                             | 農 林 振 興 課 長 | 井 土 達 也   | 商 工 觀 光 課 長 | 諫 訪 弘     |
|                             | 建 設 課 長     | 平 井 誠 悟   | 上 下 水 道 課 長 | 古 市 宏 和   |
|                             | 上 月 支 所 長   | 福 岡 真 一 郎 | 南 光 支 所 長   | 安 東 さ ゆ り |
|                             | 三 日 月 支 所 長 | 横 本 宗 治   | 会 計 課 長     | 内 海 義 文   |
|                             | 教 育 課 長     | 三 浦 秀 忠   | 生涯学習課長      | 高 見 浩 樹   |
| 欠 席 者<br>(名)                |             |           |             |           |
| 遅 刻 者<br>(名)                |             |           |             |           |
| 早 退 者<br>(名)                |             |           |             |           |
| 議 事 日 程                     | 別 紙 の と お り |           |             |           |

---

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 83 号 令和 6 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について  
日程第 2. 議案第 84 号 令和 6 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 3. 議案第 85 号 令和 6 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 4. 議案第 86 号 令和 6 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 5. 議案第 87 号 令和 6 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 6. 議案第 88 号 令和 6 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 7. 議案第 89 号 工事請負契約の締結について（道の駅宿場町ひらふく駐車場等整備工事）  
日程第 8. 議案第 90 号 道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定の期間の変更について  
日程第 9. 議案第 91 号 道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定について  
日程第 10. 議案第 92 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 11. 議案第 93 号 佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 12. 議案第 94 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 13. 議案第 95 号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 14. 議案第 96 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 

午前 09 時 30 分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。

皆様、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまです。

本日も、慎重にご審議賜りますよう、お願ひいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
直ちに日程に入ります。

日程第 1 から日程第 6 までの提案に対する当局の説明は、12 月 3 日に終了していますので、順次、質疑、討論、採決を行います。

---

日程第 1. 議案第 83 号 令和 6 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について

議長（千種和英君） まず、日程第 1 、議案第 83 号、令和 6 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 11 番、岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 5 ページ、一般会計の分で、40 款、10 項、25 目、205 万円、どの

集落がやりまして、何件と何平米ぐらいやっていますか。

〔農林振興課長　挙手〕

議長（千種和英君）　　井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君）　　はい、お答えいたします。

こちら、真盛集落になります。事業内容は、まち直しとして、畦畔ブロックですね、わけまちのコンクリート畦畔、ほ場整備の後に入れておられると思うんですけれども、それを担い手に農地を集積していくということから、耕作に支障になっております。なので、畦畔コンクリートを除去する工事と、あと関連して農道の側溝であったりというところの排水路の整備を想定しております、事業規模としては、地区面積というのとかではなくって、畦畔の除去を何メーターとか、排水路 250 メーターとか、そういう感じで計画をさせていただいております。以上です。

〔岡本君　挙手〕

議長（千種和英君）　　岡本義次議員。

11 番（岡本義次君）　　それ、真盛だけですか。ほかのとこなしやね。はい。

議長（千種和英君）　　ほかに質疑はありませんか。

〔岡本君　挙手〕

議長（千種和英君）　　岡本義次議員。

11 番（岡本義次君）　　7 ページ、株式会社道の駅平福株券の清算金ということで上がっております。最終的にどうなったんでしょうか。平福の分につきましては。

〔商工観光課長　挙手〕

議長（千種和英君）　　諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪　弘君）　　はい、お答えします。

この件につきましては、株式会社道の駅、株の清算金という形でございますけども、この清算に伴いまして、町が出資しております 74 株というのがございます。1 口 5 万円でございますので、その分の 770 万円（後で 370 円に訂正あり）が、この道の駅の解散に伴って、町のほうに返還されるという形になります。以上でございます。

議長（千種和英君）　　ほかに質疑はありませんか。

〔岡本君　挙手〕

議長（千種和英君）　　岡本義次議員。

11 番 (岡本義次君) それから、9 ページ、10 款の 20 項の 10 目、住民票の分ですね、121 万 5,000 円。戸籍のシステムの改造か何か知りませんが、これどういうふうに変わるんですか。この分については。

[住民課長 挙手]

議長 (千種和英君) 間嶋住民課長。

住民課長 (間嶋博幸君) はい、お答えいたします。

これまで戸籍謄本には、本籍地、筆頭者、戸籍事項、生年月日等、身分事項など記載されているんですけども、戸籍法の改正により、この国籍、身分事項の中の国籍という欄に、国籍と地域というふうなことが追加されるということになりましたので、それに伴って、システム改修をするということになって、この委託金を予算で上げさせていただいております。以上です。

[商工観光課長 挙手]

議長 (千種和英君) 諏訪商工観光課長。

商工観光課長 (諏訪 弘君) すみません。先ほど、岡本議員の道の駅の株の清算金の中で、ちょっと、訂正のほうをさせていただきます。

先ほど、770 万円と、ちょっとお答えしましたけども、予算書に記載してありますように 370 万円でございます。訂正させていただきます。

議長 (千種和英君) 発言の訂正ということでいいですか。  
よろしいですか。

11 番 (岡本義次君) はい。

議長 (千種和英君) ほかに質疑はありますか。

[岡本君 挙手]

議長 (千種和英君) 岡本義次議員。

11 番 (岡本義次君) 15 ページ、25 款の 15 項の 10 目、357 万 6,000 円のシカ緊急捕獲拡大事業負担金ということで、上がっておりますけれど、これは幾らぐらい捕獲したんですか。

[農林振興課長 挙手]

議長 (千種和英君) 井土農林振興課長。

農林振興課長 (井土達也君) はい、お答えいたします。

こちらの事業は、獵期中に鹿を捕獲したものに対する報奨金でございます。  
令和5年度におきましては、この期間中に 1,912 頭捕獲しております、そこで概算で支払いしておりますものの精算ということでございます。以上です。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 15ページ、30款の10項の20目、やっぱり、これ道の駅宿場町ひらふく指定管理委託料なんですけれど、この分につきましては、前にお尋ねした分と違つて、将来、平福がどうあるべきか、そこらへんまで突っ込んで話をしたんですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

道の駅宿場町ひらふくの指定管理などでございますけども、この後に、また、指定管理の変更の期間、または、新たな指定管理という形で議案も上げさせていただきますけども、今回、予算に計上させていただいている分につきましては、新たな指定管理者かのねが、令和7年1月1日から運営をしていただく形になっておりますけども、その分に対しての予算計上というふうな形で 1,090 万円計上のほうさせていただいております。

この予算の中身につきましては、3か月分の、主には人件費相当分、それから、トイレ等施設の管理費等の分を含んだ金額を、この3か月分という形で、予算を計上させていただいております。以上でございます。

議長（千種和英君） ほかに、質疑はありませんか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 12ページですね、15款の15項の27目、児童福祉施設整備費、235万円の減額補正になっています。この工事請負費となっておりますけれども、この工事の内容と場所。それから、なぜ減額になったのか、それ分かりましたら、お願ひします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 失礼します。お答えいたします。

この工事につきましては、佐用保育園のグラウンドの整備でございます。それが合併当初から、全然、グラウンドのほうにつきましては、佐用保育園の整備をさせてもらった時

に、グラウンドは整備しておりませんでしたので、長年使っていました、非常に下にあつた石等が見えてまいりましたので、このグラウンド整備をさせていただきました。

その結果の精算でございまして、グラウンド整備の予算計上が 620 万円置かせていただいておりました。その結果、事業を実施させてもらって、精算が 385 万円というふうな形で終わらせていただきましたので、235 万円の減額とさせていただいております。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。  
ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 13 番、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 14 ページ、25 款、農林水産業費の中の 20 目ですけど、農業振興費、全員協議会でも報告がありました地域集積協力金 1,000 万円の金額のところです。

お尋ねしたい点ですけれど、この中身ですけれど、協力金の 1,000 万円の内訳というか、どういう予算の内容になっているのか伺います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

今回、8 地区の農会におかれまして、一定の中間管理事業を活用した集積がございました。そちらを対象にさせていただくのと、その全員協議会の中でご報告させていただきました過年度の 1 農会を含めて、9 地区に対して交付するものでございます。

総面積で言いますと 1 万 2,194 アールございます。その中へ中間管理機構を通じて貸出しをしております。利用権を設定しておる面積が 7,729 アールということでございまして、地区によって集積率が異なりますので、集積率によって、交付の単価は変わってまいりますが、総計での報告とさせていただきます。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 1,000 万円の追加補正をするということで、報告は受けているんですが、その過年度分で、申請が国から金額をもらうんじゃなくって、町として、その分は補正するということでおっしゃっていたので、そこらへんの金額の出し方は、どんなふうになるのかなと思ったんですけど、予算計上の上で、国、県、1,228 万 5,000 円で、一般財源としてマイナス 202 万 9,000 円というふうな計上の仕方がありますけれど、そこらへんの説明を、ちょっと、もう少し詳しくお願ひできますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） こちら当初予算で 840 万円計上させていただいておりました。想定よりも集積が進んだ地域が多かったということから、今回、増額。追加でさせていただいております。

その内訳といたしまして、総額では 1,834 万が交付の対象。交付金額となります。そのうち、119 万 5,600 円が国からの補助金の交付をいただけなかった部分になりまして、残りの部分は、今回全て国庫の補助金を得て、各地域に交付するというものでございます。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今回の全員協議会での説明の中で、これからは、報告の中でありましたけれども、申請が過ぎているのを、町が全額負担するんだという説明だったんですけど、そういう事務的な、これから、こういう地域も引き続き行われる事業で、そういうことが起らないようなことについて、町として、その対応ですけれど、どんなふうに対処していくのか、職員の人の関係もありますけれども、その点、もう一度、説明お願いできますか。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 今回の件、こちらのほうの事務の引継ぎ上のミスというのが一番大きかったと思います。

先般、全員協議会というか、行政報告の時ですか、小林議員だったかと思いますが、にもお答えさせていただいたの繰り返しにはなりますが、やはり、人間、職員、私も含めてですけれども、やはり 1 人で仕事をしておりますと、やっぱりミスというのは、必ずあるものだという認識を、みんながしないといけないというふうに思っております。

そのミスを大きくなる前にというか、未然に防ぐには、やはり複数でチェックする。あるいは、直属の上司がチェックをする。複数でチェックをするというのが、もうこれに尽きるというふうに思っておりますので、今回、こういったことがあったわけですけれども、朝礼あるいは、課長会等で、複数チェックということについては、既に、指導をしておりまし、これからも、その点については、指導を徹底してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 83 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 83 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 83 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 2. 議案第 84 号 令和 6 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 2、議案第 84 号、令和 6 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[岡本君 挙手]

議長（千種和英君） 11 番、岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 5 ページ、10 款の 10 項の 10 目、4,549 万円ですね、この分、居宅からの、どう言うんですか、こっちへ振り分けた、そういう要因については、どんなでしょうか。コロナの関係もあるんでしょうか。そこらへんをお願いします。

[高年介護課長 挙手]

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えいたします。

これは施設サービス、介護保険の施設サービス費が伸びてきているということが要因です。

それと、在宅サービスは逆に減っております。

これは、施設に、今、比較的余裕がありますので、佐用町は高齢者夫婦とか一人暮らしとかが多い状態にあります、どうしても家で見ることができないということで、施設サービスが多くなっていると思うんですけども、待ちがないので、すぐ入れますので、逆に在宅サービスは減ってきているということから、このような補正をさせていただいております。以上です。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 84 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 84 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 84 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 3. 議案第 85 号 令和 6 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 3、議案第 85 号、令和 6 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 85 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 85 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 85 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 4. 議案第 86 号 令和 6 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 4、議案第 86 号、令和 6 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[岡本君 挙手]

議長（千種和英君） 11 番、岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 補正で 80 万円組んでおりますけれど、先だっても笹ヶ丘へ行って、昼食しておりましたら、バスで大分、人が降りてきて利用されるように思いましたけれど、昨年、一昨年と比べて利用率というのは、どういうふうになっておりますか。お尋ね

します。

〔商工観光課長　挙手〕

議長（千種和英君）　　諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪　弘君）　　お答えします。

昨年度と比較でございますけども、レストラン部門、それから、宴会部門につきましては、ほぼ同数の利用状況でございます。

それから、合宿等につきましては、やや減というふうなところで、サッカーの合宿の1チーム当たりの参加者が少し、どのチームも人数が減っているというふうなところも影響がございまして、そのあたりが、減っているというところで、やや昨年と比べたら、少し減っているというような状況でございます。

今回の補正につきましては、そういうふうな形で、アルバイトの謝金等の補正等も入れさせていただいておりますけれども、そういったところで、若干、最低賃金の変更等がございまして、計上させていただいております。以上でございます。

議長（千種和英君）　　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君）　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第86号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第86号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（千種和英君）　　挙手、全員です。よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第5．議案第87号　令和6年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第2号）について

議長（千種和英君）　　続いて、日程第5、議案第87号、令和6年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君　挙手〕

議長（千種和英君）　　11番、岡本義次議員。

11番（岡本義次君）　　9ページ、光熱水費の中で2,152万7,000円、電気料。それから、

15 節の 140 万 5,000 円の通話料。25 節の 1,235 万 8,000 円、浄水場設備電気代。

それから、配水の分が、1,354 万 9,000 円? ●減になっておりますけれど、これらの要因についてお尋ねします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） それでは、お答えします。

まず、2,100 万円減の電気料ですけども、こちらのほうは、2つ下に動力費があると思うんですけども、動力費のほうで二重計上していたために減としております。

それと、通信運搬費 ●140 万? ●5,000 円の減ですけども、これは配水及び給水費の通信運搬費との計上誤りで減としております。

ですから、配水及び給水費のほうは 106 万円プラスとなっております。

それと、その動力費 1,235 万 8,000 円減ですけども、こちらのほうは、先ほど、光熱水費から二重計上していた分と、それと大きくは、令和 5 年度の動力費で積算しておりましたので、かなり電気代のほうが安くなっていますので、減となっております。

それと、その下の配水及び給水ですけども、こちらのほうも動力費と二重計上しておりましたので減。

通信運搬費のほうは振り替えております。

それと、その下の動力費ですけども、こちらのうほうは誤って光熱水費で、先ほど、計上しておりましたけれども、思った以上に、令和 5 年度、こちらのほうは電気代、令和 5 年度で積算していたんですけども、あまり変わりがなかったということでございます。

その下の全部ですか、岡本議員。

11 番（岡本義次君） 全部。

上下水道課長（古市宏和君） その下ですけれども、総係費ですね、委託料 50 万 1,000 円減ですけれども、こちらは 5 年度に公営企業会計に移るために、法適用支援業務委託料ということで、システムを導入しております。その時に、5 年度でライセンス料のほうを払っておりましたので、6 年度計上する必要がなかったんですけども、誤って計上しておりましたので、減としております。

その下の委託料ですけれども、こちらのうほうはコンビニ収納手数料のほうが 58 円から 8 円になったために同額となっております。

一番下の特別損失、こちら大きいんですけども、2,000 万円の減です。これは、5 年度打ち切り決算でしたので、4 月、5 月に支払う仕入れ課税控除ですね、消費税のほうなんですけれども、どちらのほうが、仕入れ課税控除のほうが、4 月、5 月分が認められるのかどうかということは、私どもも初めてでしたので、税務署のほうに確認しました。

でも、税務署のほうも、なかなか、そういう経験がないということで、分からないということで、多い目に計上しておりました。

結局は、認められましたので、減としております。以上でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 今、説明聞きましたら、やっぱり二重にやつておったとかいうようなことを、述べられましたので、こちらへんも、チェックが、ちょっと甘いのかなという気もします。

ですから、今後、気をつけてもらいたいのと、それから、西脇のほうで、今、問題になつておりますFAPCいうんですか、何か、そのことについて、佐用は安全なわけなんでございますけれど、中身的に、どういうことだったんかいうことを、ちょっと、お話を聞いたら思います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） まず、誤りにつきましてですけれども、よく皆さん、ご存じのように、特別会計から公営企業会計に移行するに当たりまして、暫定で、打ち切り決算ということで、今の時期ぐらいに、昨年度、見込みで立てていくわけなんですけども、どうしても、そこで普段やったことないものですからね、一生のうち1回あるかどうかということなので、どうしても、その計上が誤っていたということで、申し訳ありません。

それから、PFOSの話なんですけども、大村議員の一般質問でも、前、ありましたように、佐用町のほうは基準値が50ナノグラムとかあるんですけども、5ナノグラム以下ということで、11水源については出ておりませんので、問題がないということでございます。以上でございます。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第87号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第87号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第6. 議案第88号 令和6年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第2号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第6、議案第88号、令和6年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 11番、岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 3ページ、特別損失として2,699万8,000円上がっております。これについては、やはり入札減の格好ですか。これは。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） 先ほどの水道と一緒に消費税の関係で。

11番（岡本義次君） ああ、消費税。

上下水道課長（古市宏和君） はい。

11番（岡本義次君） 分かりました。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第88号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第88号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（千種和英君） 続いて、日程第7に入ります。

日程第7から日程第14までは、本日、追加提出の案件ですが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思われますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

日程第 7. 議案第 89 号 工事請負契約の締結について（道の駅宿場町ひらふく駐車場等整備工事）

町長（庵溢典章君） それでは、日程第 7、議案第 89 号、工事請負契約の締結について（道の駅宿場町ひらふく駐車場等整備工事）を議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵溢町長。

〔町長　庵溢典章君　登壇〕

町長（庵溢典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 89 号、道の駅宿場町ひらふく駐車場等整備工事に係る工事請負契約の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 89 号の工事請負契約でございますが、本工事は、道の駅宿場町ひらふく駐車場等整備工事として、用地買収を終え駐車場の造成工事を発注するものでございます。

工事場所は、平福裏町西側 620 番 2 外で土地の面積は約 2,560 平米でございます。

昨年度より土地収用協議を県と進め、本年 7 月に認可を得たため用地買収を行い、普通車両 87 台、中型車両 3 台、二輪車 10 台分程度の駐車場を整備いたします。

本工事は、令和 7 年 3 月末の完成を目指しております、来春から利用を開始する予定としております。

本工事の入札につきましては、11 社を選定し、去る 11 月 26 日に指名競争入札を行っております。

その結果、消費税込み 7,447 万円で、落札決定をいたしました。

契約の相手方は、佐用町円応寺 160 番地 6、株式会社テクノ・ハリマ、代表取締役、船曳卓磨（ふなびき　たくま）氏に決定をいたしたところでございます。

議案第 89 号につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 89 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 89 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者　挙手]

議長（千種和英君）　　挙手、全員です。よって、議案第 89 号は、原案のとおり可決されました。

[町長　挙手]

議長（千種和英君）　　庵澄町長。

町長（庵澄典章君）　　すみません。ありがとうございました。

議決をいただきながら申し訳ないんですけども、本工事、3月末を予定にして、発注をさせていただいている。するんですけども、結構、面積も大きいですし、この冬場の工事になります。

そういうことで、非常に工期的には厳しい状況にあります。なかなか、3月 31 日で完成するかどうかというのは、ちょっと、不安要素がかなりあります。

ただ、少なくとも、連休ですね、4月の終わりから5月にかけての連休、これが一番お客様が多くなる時です。少なくとも、それまでには、きっちり終えるように、事業者のほうにも指導をしていきたいと思っておりますけれども、3月 31 日の工期につきましては、ちょっと、今のところ、そういう状況だということだけ、ご承知おきいただきたいと思います。以上です。

議長（千種和英君）　　よろしいですか。

---

#### 日程第 8. 議案第 90 号　道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定の期間の変更について

議長（千種和英君）　　続いて、日程第 8、議案第 90 号、道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定の期間の変更についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵澄町長。

[町長　庵澄典章君　登壇]

町長（庵澄典章君）　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 90 号、道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定の期間の変更について、提案のご説明を申し上げます。

道の駅宿場町ひらふくは、平成 11 年オープン当初から、第三セクター方式で株式会社道の駅平福に管理・運営を行っていただいておりましたが、鳥取道全線開通後、これは、平成 25 年 3 月でございますが、それまでの黒字から赤字になり、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受け、現体制での事業継続が困難であると役員の方々の苦渋の判断をされたため、後任の指定管理者を 7 月 8 日から 7 月 25 日まで公募を実施した結果、「株式会社かのね」を指定管理者として選定いたしましたので、本議案に指定管理者の指定の期間の変更について、上程をさせていただくものでございます。

新たな指定管理者を令和 7 年 1 月 1 日から指定するため、現指定管理者であります株式会社道の駅平福の指定管理期間を、令和 8 年 3 月 31 日から変更して、令和 6 年 12 月 31 日までに変更するものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。  
なお、本案件については、本日即決とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 11番、岡本義次議員。

11番（岡本義次君） かのねに決まって、工事をやっておるんですけど、今まで、雇用されておった方は、休業補償とかいうものも見て、家で待機しておると思うんですけど、採用については、どういうふうな格好に持つて行こうとされておるんでしょうか。そこらへんについて、お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 堂益町長。

町長（堂益典章君） この件につきましては、これまでにも、岡本議員にも、よくご理解いただいていると思うんです。何回も説明してまいりました。  
今、まだ、この12月の30日までは営業を行って、当然、従業員のほうも仕事をしていただいております。

1月1日からにつきましては、かのねになりますけれども、かのねの新しい指定管理者として、今後、予定しております、かのねのほうとして、それぞれ従業員の方とも面接を行いまして、工事が、これから行なっていきますので、全部を1月1日からフルオープンというわけにはいきませんけども、一部営業ができるところは工夫をして、営業をして、従業員の人も引き続いて、今度は、かのねの従業員として、仕事をしていただくように、そういう調整は十分させていただいております。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。  
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第90号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第90号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第91号 道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定について

議長（千種和英君） 続いて、日程第9、議案第91号、道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵造町長。

[町長 庵造典章君 登壇]

町長（庵造典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第91号、道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

道の駅宿場町ひらふくの指定管理者につきましては、現在の株式会社道の駅平福では、管理・運営が困難なため、後任事業者を募集をしたところ、「株式会社かのね」の1社からの応募ございました。

「株式会社かのね」は、地域の有志によって設立された合同会社鹿青年部のメンバーを中心となり、平福地区でレストラン KUMOTSUKI（くもつき）、NIPPONIA（にっぽにあ）平福宿場町を運営されており、佐用町のまちづくりや観光発展等に、さらにご尽力をいただけるものと期待をいたしております。

本案件は、令和7年1月1日から新たな指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、他の指定期間でございますけれども、期限を令和13年3月31日といたしております。

以上、ご説明させていただきましたが、ご承認、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[岡本君 挙手]

議長（千種和英君） 11番、岡本義次議員。

11番（岡本義次君） そのことについて、ダスキンの四方田さんとか、いろいろ何か、ほかの方からのクレームがついたりして、何かもめたように聞いておりますが、諏訪課長としては、どんな状態だったんでしょうか。

[商工観光課長 挙手]

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） 特に、このかのねの代表者の四方田さんのはうからは、そういった、もめたとか、そういったところのことは聞いておりません。  
以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） はい、庵造町長。

町長（庵造典章君） 今、議会に提案させていただいたて議案を、岡本議員のほうから、そういう、この場で、そういうご発言がございました。

今度、当然、指定管理者として指定をし、また、運営を行っていただく代表者の方から、直接、何か聞かれていたり、そういうことがあるんでしたらね、はつきりと、内容をここで、お話しitidaかないと、これから、やっぱり運営において、いろいろと心配になります。

ですから、こういう議会の本会議の中で、今、発言をされたわけですから、しっかりと、その話の内容について、その曖昧な、人から聞いたとか、全く、今、課長のほうは、そういうことはないと、私も聞いておりませんけれどもね、岡本議員が、そういうこと聞かれているんでしたら、ここではつきりと、それを申し上げてください。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） いや、私もね、そこへ直接行って、見ておったり、聞いておったりはしていませんけれど、人に聞いたところ、そういうふうな話が、私の耳に入りましたので、何かあったんですかということで、聞いたわけでございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 7番、児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） かのねさんが、あの後をやっていただくということで、私ども、地元の者としても、嬉しく思っているんですけども、長らく不在となっていました駅長とか、実際に、経営に当たられる方の何て言うんですかね、役割分担とか、そういったものは決まりましたんですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪弘君） お答えします。

役割分担でございますけども、駅長という責任者というのは、はつきりとは決まってございませんが、かのねの役員のメンバーが随時、道の駅のほうへ行きまして、管理とサポートしていくといったようなことでございます。

また、駅長ではございませんが、マネージャーというふうな形で1人入りまして、商品の管理、それから、運営の管理、そういったことをする職員も入る予定にしております。

以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。  
ほかに質疑はありませんか。  
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第91号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第91号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

---

- 日程第10. 議案第92号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第93号 佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第94号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第95号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第10に入ります。  
日程第10から日程第13までを、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。  
よって日程第10、議案第92号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第13、議案第95号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4件を、一括議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵治町長。

〔町長庵治典章君登壇〕

町長（庵治典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第92号から議案第95号まで一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。  
まず、議案第92号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。  
今回の改正は、国家公務員の給与が8月8日の人事院勧告に基づき改定されることに伴い、本町の一般職の職員の給与においても、これに準拠した給与改定を実施するため、関

係条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、民間給与との較差（かくさ）等に基づく改定で、まず、1点目は期末・勤勉手当の引上げでございます。年間の支給月数を現在の4.5月から4.6月に0.1月分引き上げるものとなります。

次に、2点目は給料表の改定でございます。おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、全職員にわたって引き上げを行う内容となっており、改定率は平均で3.0%となります。例えば、高卒初任給の1級9号給の場合は11.4%、月額2万3,600円の増額、そこから段階的に改定率を引下げ、平均改定率は、2級7.6%、3級3.1%、4級1.3%、管理職の5級以上は1.2%となっております。

なお、これらの改正は本年4月1日まで遡及し、実施する予定でございます。

続きまして、議案第93号、佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明をさせていただきます。

今回の改正は、先ほど申し上げました一般職の職員の給料表の改定に伴い、行政職給料表のうち、再任用職員の額に合わせて規定している任期付職員の給料月額を見直すものとなっております。

最後に、議案第94号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、並びに議案第95号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど申し上げましたものと同様に、一般職の職員の給与の改定に伴い、町長、副町長、教育長並びに町議会議員の期末手当の支給月数を0.1月引き上げる改定とさせていただくものでございます。

以上、議案第92号から第95号につきまして、一括提案の説明をさせていただきました。ご承認を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第92号から議案第95号については、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第10、議案第92号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。これより議案第92号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第92号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 11、議案第 93 号、佐用町一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 11 番、前の時にも説明があったかと思うんですけど、一般職の方が、いわゆる 3 役とか議員の分については分かりますけれど、一般職の分については、総数で何人いらっしゃって、そして、本職員と、本職以外の方との、そこらへんの内訳と、上がった分については、どういうふうになっていますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） お答えいたします。

今現在の職員数ということで、お答えさせていただいてよろしいですか。

それでは、一般の正規職員につきましては、今現在 235 名。これは、播磨高原広域のほうに出向している職員は入っておりません。

それから、会計年度任用職員につきましては、265 名。これにつきましては、時給、それから日給の給与の職員も含まれております。

それから、任期付職員、これは 1 名、これは、専門的な職ということでの職員で 1 名、上下水の料金の徴収等に当たってもらっている職員でございます。

それから、再認用職員が 27 名。

それから、特別職が町長、副町長、教育長の 3 名でございます。

以上でございます。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 93 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 93 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 93 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 12、議案第 94 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

[児玉君 挙手]

議長（千種和英君） 7番、児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 議案第94号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論します。

今回の改正は、人事院勧告に準拠して、職員の給与を改定するにあわせて、特別職の給与を改定しようとするものです。

人事院勧告は国家公務員の給与と民間企業従事者との給与の差、官民格差を埋めようとするものです。

今年度の勧告では、月給で1万1,183円、ボーナスで0.1月上げて、年4.5を4.6に直すものです。

しかし、これは、あくまでも一般職の国家公務員に対する勧告です。地方公務員も勤労者であり、労働基本権が制約されている一般職の地方公務員の給与を人事院勧告に準拠して改定されることには異存がありません。

しかし、今年の春闘で大幅な賃金アップがなされたとは言われていますが、その恩恵に預かるのは、大企業の従業員などで、多くの町民、国民は、燃料費や食料品、日用品など、ほとんどの商品の値上げや、国保税や後期高齢者医療費、介護保険料等の負担増で、実質賃金は、相変わらず下がり続けています。

特に、本町では、高齢者人口も賃金アップなど、全く関係ない業種に従事している方や年金生活者が多いのが現実です。

そんな中で、本町の特別職の給与等も県内12町の平均的な額ではありますけれども、町民の皆さんから見ると高額です。人事院勧告に準拠してとはいえ、報酬を上げるというのではなく、町民の納得が得られないことを指摘して反対討論とします。

議長（千種和英君） 次に、賛成討論の方はありますか。

[小林君 挙手]

議長（千種和英君） 9番、小林裕和議員。

9番（小林裕和君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

ご存じのとおり、人事院の給与勧告は、労働基本制約の代償措置として、職員に対して、社会一般の情勢に適用した適正な給与確保をする機能を有するものであります。

先ほどの議案第92号でも可決されたところであります。

この公務員の給与水準を民間の水準と均衡させることを基本に行っておられ、本町においても、先ほど言いましたとおり議決されたものであります。

特別職においては、期末手当のみの対象として、一般職との給与の均衡を図っていくために、今回、改正させるものであって、年間、総支給額から見ても、町民の理解は得られるというふうに思いますので、賛成とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 94 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 94 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、議案第 94 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 13、議案第 95 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 13 番、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議員の期末手当を職員の手当の支給にあわせて引き上げることについて、人事院勧告制度は、公務員の労働基本権が制約された代償措置として設けられ、勤務の対価として正当な給与の確保を図るもので、議員はこれに準ずるものではありません。  
物価高騰で町民の暮らしが疲弊し、実質賃金が減っている中、議員の期末手当引上げは町民の理解が得られません。議員の期末手当は引き上げるべきではありません。  
以上、反対討論とします。

議長（千種和英君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（千種和英君） 8 番、加古原瑞樹議員。

8 番（加古原瑞樹君） 議案第 95 号に賛成の立場で討論させていただきたいと思います。  
先ほどから述べられていますように、人事院勧告については、社会的背景を踏まえながら、民間と公務員の給与格差を是正することを目的に、原則、毎年実施されておりますが、国や県と違って市町村には人事院がないために、これに準拠している状況であります。

そのため、本町でも一般職の職員と同様に特別職と議員の期末手当も毎年変動しており、コロナ禍では経済状況の低迷により 2 年連続で人事院勧告により下げておりました。

現在の日本の経済状況を見てみると、徐々に回復基調にあると思いますが、エネルギー価格の高騰や円安の影響を受け、生活必需品やサービスの価格が上昇しており、厳しい経済環境に直面しております。こうした中、政府は賃金引上げに向けた取組を進めており、兵庫県では昨年 1,001 円だった最低賃金も 10 月からは 1,052 円まで引き上げられました。

このような状況も踏まえ、もちろん、本町の財政状況も健全であることを鑑み、今回の議案に賛成したいというふうに思います。

議長（千種和英君）

ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第95号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第95号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君）

挙手、多数です。よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第14. 議案第96号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第14、議案第96号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵溢町長。

〔町長 庵溢典章君 登壇〕

町長（庵溢典章君）

それでは、ただ今、上程をいただきました議案第96号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この改正は、農林振興課が担当しております農地中間管理機構集積協力金交付事業において、実施地区に対して本来行われるべき協力金の交付漏れが判明したため、過日、担当課長である農林振興課長に対しまして訓告処分を行ったところですが、その管理・監督責任を明確とするため、町長である私と、副町長の給料10分の1、1か月減額すべく、関係条例の改正を行うものでございます。

なお、本協力金は、令和5年度中に県に対して補助金申請を行い、本事業に取り組まれました地区に対して交付をする必要がありましたが、当該地区に係る手続きが漏れていたもので、直接の担当者に対しても本来であれば、当然、処分を行うべきものでありますが、当時の担当者は既に退職をいたしております。

退職した職員には地方公務員法が適応されないため、処分を行えないことから、職員に対しては担当課長のみ、管理・監督責任として、最終的に、町長、副町長の処分を行うと。給与を減額し、責任を明らかにすることを行うものでございます。

以上、説明を申し上げました。ご承認をいただきますように、よろしくお願ひいたします。

議長（千種和英君）

当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 96 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 96 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 96 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（千種和英君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。  
お諮りします。議事の都合により、明日 12 月 17 日から 19 日まで、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定しました。  
次の本会議は、12 月 20 日金曜日、午前 9 時 30 分より再開します。  
なお、事前にお知らせしておりますとおり、最終日、12 月 20 日の議会終了後、全員協議会を開催しますので、あわせてご予定ください。  
それでは、本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

---

午前 10 時 35 分 散会